

第7章 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 男性を含めた働き方の見直し

<現状と課題>

女性の社会進出が進み、夫婦共働きの家庭が増加し一般化してきています。このようななか家庭生活よりも職業生活を優先する社会的な考え方が一般的な傾向であり、母親・父親ともに子どもとのふれあい時間を十分取ることができない状況や父親が家事・育児に協力しないため、家庭生活も職業生活も負担が母親だけにかかる傾向があります。母親・父親とも家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、家庭生活・職業生活のバランスのとれた働き方のできる環境づくりを推進します。

男女が家庭や地域、職業とのバランスの取れた生活を実現するため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、市民全体の意識啓発に取り組み、労働環境の向上を目指します。

仕事中心の生活を送る父親が多い中で、父親が子育てに一層参画するきっかけとなるよう、子育ての大切さや、育児参加の意識を持てるよう普及啓発することが必要です。

<施策の目標>

施策の方向	施策の内容
育児休業、看護休暇制度等の普及啓発の推進	育児休業、看護休暇や年次有給休暇の取得が円滑に進むよう、制度の周知徹底を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。
働き方の見直しについての意識啓発の推進	父親・母親ともに職業生活重視の考え方を改め、家庭生活や地域活動等に積極的に参画していくという意識啓発に努めます。
家庭における男女共同参画の意識啓発の推進	性別役割分担意識を改め、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てる意義などについての意識啓発に努めます。

2 仕事と子育ての両立の推進

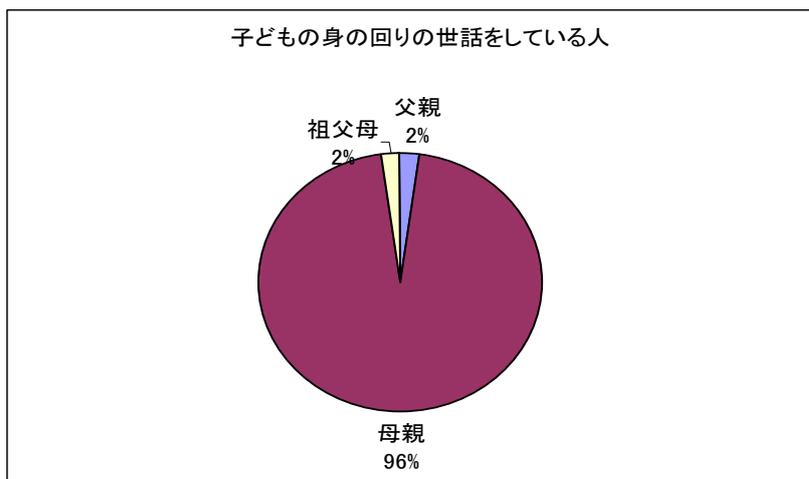
<現状と課題>

夫婦共働きの一般化により職業生活と家庭生活の両立は子育ての大きな課題となっています。このような中で子育てをしながら仕事をしている人を理解し、男女が協力して子どもを育てられるよう支える職場環境が重要です。

今後、職場で働く父親・母親を理解し支える職場意識の醸成、また、職場で働く父親・母親を問わず育児休業・看護休暇を取得しやすい職場環境の整備を国、企業へ働きかける必要があります。また、心身ともにゆとりを持って子育てできるように、子育て情報の提供や育児相談の充実など、子育てに関わる親のストレスの軽減に努めなければなりません。

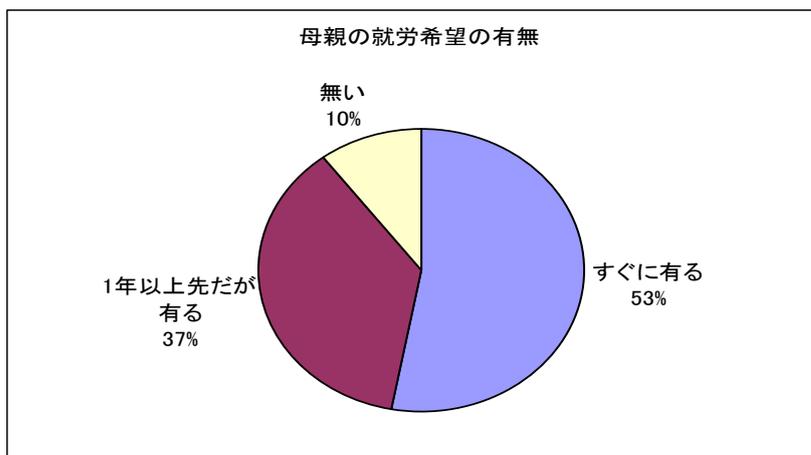
就労する女性が、子どもを生み育てながら働き続けることを希望しながら、それをためらう原因の一つには、仕事と子育てとを両立しやすい環境が十分に整備されていないことがあります。

子どもの身の回りの世話をしている人（未就学児）



資料：ニーズ調査

就労していない母親の就労希望（未就学児）



資料：ニーズ調査

<施策の目標>

施策の方向	施策の内容
働く母親、父親を支える職場意識の醸成	育児休業や看護休暇制度の普及と、制度の利用がしやすい職場の雰囲気など、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所等への働きかけに努めます。
事業主・企業の取り組みの促進の啓発	育児休業や看護休暇制度の導入や、次世代育成支援対策推進法で定められた「一般事業主行動計画」の策定を促進するため、事業主等に制度の趣旨や内容について普及啓発活動に努めます。

*一般事業主行動計画

301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）を雇用する事業主は、職員の子どもの健やかな育成のための計画を策定し、速やかに届け出なければならない。また、地方公共団体等は、「特定事業主行動計画」を策定しなければならない。